**自動車運転契約書**

　十日町市議会議員一般選挙候補者　　 　　 （以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条

に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間

　　　　　　　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで　　日間

　　　　　　　原則として毎日　　時　分から　時　分まで

２　契約金額

　　円

　　　　　　　（１日につき円）

３　運転する車両の登録番号

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、十日町市議会議員及び十日町市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき、十日町市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、この場合において、契約金額が当該条例に基づき十日町市に請求できる金額を超える場合は、甲は、その超える額を乙の請求に基づき速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、契約金額の全額を甲に請求するものとし、甲は、これを速やかに支払うものとする。

５　その他

　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　令和　７年　月　日

　　　　　　　　　　　　　甲　十日町市議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者